

足立区公益活動げんき応援事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、足立区協働・協創パートナー基金条例（平成21年足立区条例第2号。以下「条例」という。）により積み立てられた基金を活用して、予算の範囲内において不特定多数の利益の増進に寄与する活動及び社会貢献活動を行った団体に対し、当該活動に要する経費の一部の助成を行うことにより、公益団体の活性化を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成の種類)

第2条 この要綱による助成の種類は、次のとおりとする。

- (1) げんき応援コース助成
- (2) ステップアップコース助成
- (3) 課題チャレンジコース助成
- (4) 協働・協創推進コース助成

(助成対象団体)

第3条 助成金の交付を申請することができるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) げんき応援コース又はステップアップコースを申請する場合、次に掲げるいずれかに該当し、かつ、特定非営利活動を行う地域が主として足立区内である団体

ア 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）で、次のいずれにも該当する団体

(ア) 法第28条第1項に規定する書類（事業報告書、活動計算書等）を全て所轄庁に提出していること。

(イ) 足立区NPO活動支援センター登録団体であること。

イ 法の趣旨に則り、地域生活における課題解決のために活動する任意団体（以下「NPO団体」という。）又は公益的な活動を行うボランティア活動団体（以下「ボランティア団体」という。）のうち、次のいずれにも該当する団体

(ア) 活動を行う地域が主として足立区内であること。

(イ) 団体の役員が法第20条各号に該当しないこと。

(ウ) 団体としての規約又は会則が整備され、かつ、事業計画を有すること。

(エ) 団体の構成員が3名以上であること。

(オ) 足立区NPO活動支援センター登録団体であること。

ウ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「社団法」という。）に基づいて設立された一般社団法人で、足立区NPO活動支援センターに登録している団体

エ 足立区内に所在する町会・自治会が複数で構成する組織又は足立区内の単一町会・自治会

(2) 課題チャレンジコースを申請する場合、前号に掲げるいずれかに該当する団体。ただし、当該団体が特定非営利活動を行う地域は区内外を問わないが、申請する事業については足立区内で実施又は足立区民を対象とするものとする。

(3) 協働・協創推進コースを申請する場合、第1号に掲げるいずれかに該当し、かつ、申請団体及び連携する団体の役員が重複しない団体。ただし、当該団体が特定非営利活動を行う地域は区内外を問わないが、申請する事業については足立区内で実施又は足立区民を対象とするものとする。

(助成対象事業)

第4条 助成の対象となる事業は、次に掲げるいずれかに該当するものとする。

(1) げんき応援コース助成の対象となる事業は、申請書類受理日の翌日から当該申請書類受理日の属する年度末までに事業が実施され、当該年度分の事業費の支払いが完了し、一定の成果が期待できると認められる事業のうち、別に募集要項で定めるものであること。

(2) ステップアップコース助成の対象となる事業は、次のいずれにも該当すること。

ア 申請書類受理日の属する年度内に継続して事業が実施され、当該年度分の事業費の支払いが完了している事業のうち、別に募集要項で定めるものであること。

イ 複数年度にわたり継続して実施される事業（ただし、天災、感染症その他避けることのできない事変により複数年度にわたる事業を中止することがやむを得ないと足立区長（以下「区長」という。）が認める場合で、当該中止後に事業が再開されるときは除く。）であること。この場合において、第6条第2号中「3か年度」とあるのは、「3か年度（事業を中止した日の属する年度及び当該年度に引き続き事業を行わない期間が1年度以上ある場合においてはその年度を除外し、事業を再開した日の属する年度を加えるものとする。）」と読み替えて適用することができる。

ウ 公益団体の自立と拡充を図るために一定の成果が期待できると認められる事業であること。

(3) 課題チャレンジコース助成の対象となる事業は、申請書類受理日の翌日から当該申請書類受理日の属する年度末までに事業が実施され、当該年度分の事業費の支払いが完了し、区の提示する課題に取り組み、一定の成果が期待できると認められる事業のうち、別に募集要項で定めるものであること。

(4) 協働・協創推進コース助成の対象となる事業は、第2号ア及びイに該当し、かつ、申請団体が単独で実施するよりも、他団体と協働して実施することで効果が高まり、団体間の連携と地域課題の解決を促進し、公益活動の拡大と協創の推進を図るために一定の成果が期待できると認められる事業のうち、別に募集要項で定めるものであること。

(5) 前各号の要件を備える事業であっても、次に掲げる事業については、助成対象として申請することができない。

ア 特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業

イ 政治、宗教又は営利を目的とした事業

- ウ 区又は他団体に対する陳情又は要望を目的とした事業
- エ 法令等に違反している事業又は区の施策の方向性に反する事業
- オ 公的資金で助成する事業として、区長が適切と認めない事業
- カ 地方公共団体等から他の類似する補助金、助成金等の交付を現に受け、又は受ける見込みのある事業

(助成対象経費等)

第5条 げんき応援コース助成の助成金額は、助成対象事業に必要な経費の額（別表第1に定める経費区分に該当するものに限る。）から、当該事業により得られる収入を差し引いた額（その額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。）以内とし、上限を10万円とする。

2 ステップアップコース助成の助成金額は、助成対象事業に必要な経費の額（別表第1に定める経費区分に該当するものに限る。）に、別表第2に定める助成率を乗じて得た額から、当該事業により得られる収入を差し引いた額（その額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。）以内とし、各年度の上限を60万円とする。

3 課題チャレンジコース助成の助成金額は、助成対象事業に必要な経費の額（別表第1に定める経費区分に該当するものに限る。）から、当該事業により得られる収入を差し引いた額（その額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。）以内とし、上限を30万円とする。

4 協働・協創推進コース助成の助成金額は、助成対象事業に必要な経費の額（別表第1に定める経費区分に該当するものに限る。）に、別表第2に定める助成率を乗じて得た額から、当該事業により得られる収入を差し引いた額（その額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。）以内とし、各年度の上限を100万円とする。

(助成金の交付回数)

第6条 助成金の交付回数は、次のとおりとする。

- (1) げんき応援コース助成については1団体につき、同一年度において2事業までとし、同一事業に対する助成は、3か年度を上限とする。
- (2) ステップアップコース助成については1団体につき、同一年度において1事業までとし、同一事業に対する助成は、3か年度を上限とする。
- (3) 課題チャレンジコース助成については1団体につき、同一年度において区の提示する課題ごとに1事業までとする。
- (4) 協働・協創推進コース助成については1団体につき、同一年度において1事業までとし、同一事業に対する助成は、3か年度を上限とする。

(助成対象事業の公募)

第7条 事業申請等の手続に必要な事項（課題チャレンジコース助成の課題を含む。）を記載した募集要項を作成し、事業の募集を行うものとする。

(助成金の交付申請)

第8条 助成金の交付を申請しようとするものは、前条に規定する募集要項に基づいて、足立区公益活動げんき応援事業助成金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添え

て区長に提出しなければならない。

- (1) 足立区公益活動げんき応援事業計画書（第1号様式-2）
- (2) 足立区公益活動げんき応援事業収支予算書（第1号様式-3）
- (3) 別表第1に定める経費区分のうち、備品購入費を申請する場合は、足立区公益活動げんき応援事業備品購入理由書（第1号様式-4）
- (4) 協働・協創推進コース助成に申請する場合は、事業の連携実施に係る合意書（第1号様式-5）

2 第3条第1号から第3号までの団体（協働・協創推進コース助成の場合にあっては申請する団体が連携する団体を含む。）は、前項各号の書類のほか、次に掲げる団体の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 第3条第1号又は第3号に該当する団体 次に掲げる書類
 - ア 法人登記事項証明書の写し
 - イ 法人定款の写し
 - ウ 申請日前直近に所轄庁に提出した、法第28条第1項に規定する書類のうち事業報告書、活動計算書等の写し
 - エ 申請日の属する年度の活動予算書又はこれに準ずるもの及び当該年度の事業計画書
 - オ その他、区長が必要と認める書類
- (2) 第3条第2号に該当する団体と次に掲げる書類
 - ア 団体の規約又は会則若しくはこれに準ずるもの
 - イ 団体の役員名簿及び会員名簿
 - ウ 申請日前直近の事業報告書及び活動計算書又はこれに準ずるもの
 - エ 申請日の属する年度の活動予算書又はこれに準ずるもの及び当該年度の事業計画書
 - オ 団体目的等についての確認書（第1号様式-6）
 - カ 法第20条各号又は社団法第65条に該当しないことの確認書（第1号様式-7）
 - キ その他、区長が必要と認める書類

（事業の審査）

第9条 区長は、前条に規定する助成金の交付申請があったときは、条例第8条に規定する協働・協創パートナー基金審査会（以下「審査会」という。）に申請事業の審議について諮問する。

2 審査会は、「げんき応援コース助成」に基づく申請に関しては、げんき応援事業「げんき応援コース助成」審査基準評価表（第2号様式）に定める審査基準により、「ステップアップコース助成」に基づく申請に関しては、げんき応援事業「ステップアップコース助成」審査基準評価表（第3号様式）に定める審査基準により、「課題チャレンジコース助成」に基づく申請に関しては、げんき応援事業「課題チャレンジコース助成」審査基準評価表（第4号様式）に定める審査基準により、「協働・協創推進コース助成」に基づく申請に関しては、げんき応援事業「協働・協創推進コース助成」審査基準評価表（第5号様式）に定める

審査基準に基づいてそれぞれ調査審議し、区長に報告する。

(助成事業の決定)

第10条 区長は、前条第2項に規定する審査会の報告を受け、申請事業について助成の可否を決定する。

2 区長は、助成することを決定したときは足立区公益活動げんき応援事業助成金交付決定通知書(第6号様式)を、助成しないことを決定したときは足立区公益活動げんき応援事業助成金不交付決定通知書(第7号様式)を、速やかに申請団体に交付するものとする。

3 区長は、事業の適正な運営を行うために必要があると認めるときは、条件を付して助成する対象事業を決定することができる。

(事業者の責任)

第11条 前条第2項の規定により助成の決定を受けた申請団体(以下「助成決定団体」という。)は、決定された事業について、自らの責任において適切かつ効率的に遂行するものとする。

(状況報告)

第12条 区長は、助成対象事業の円滑かつ適正な執行を図るために必要があると認めるときは、助成決定団体に対し、助成対象事業の実施状況を報告させることができる。

(実績報告)

第13条 助成決定団体は、年度ごとに助成対象事業完了後30日以内に、「足立区公益活動げんき応援事業の実績報告について」(第8号様式)に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。ただし、助成対象事業完了日が3月の場合は同月末日までに提出しなければならないものとする。

(1) 足立区公益活動げんき応援事業活動報告書(第8号様式-2)

(2) 足立区公益活動げんき応援事業収支決算書(第8号様式-3)

(3) その他区長が必要と認める事項

(助成金の額の確定)

第14条 区長は、前条に規定する実績報告書類を受理した場合に、その内容を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、足立区公益活動げんき応援事業助成金交付額確定通知書(第9号様式)により、助成決定団体に通知する。

(助成金の請求)

第15条 助成決定団体が助成金の交付を請求しようとするときは、足立区公益活動げんき応援事業助成金交付請求書(第10号様式)を、区長に提出しなければならない。

(助成金の支払い時期)

第16条 助成金は、前条に規定する助成金交付請求書の内容に基づき、助成金の額の確定後に交付するものとする。ただし、ステップアップコース助成及び協働・協創推進コース助成においては、区長が特別の理由があると認めたときは、事業の一部が完了した実績に基づいて、交付決定額の3分の2の範囲内で分割して交付すること(以下「分割払い」という。)ができる。

- 2 助成決定団体が分割払いの申請をする場合は、足立区公益活動げんき応援事業助成金分割交付申請書（第 1 1 号様式）に「ステップアップ・協働・協創推進コース」期別事業計画書（第 1 1 号様式- 2）を添えて、区長に提出しなければならない。
- 3 区長は、分割払いの申請があったときは、速やかにこれを審査し、承認すべきか否かを決定する。
- 4 区長は、分割払いを承認するときは、足立区公益活動げんき応援事業助成金分割交付承認通知書（第 1 2 号様式）により、助成決定団体に通知するものとする。
- 5 助成決定団体が前項により認められた助成金の支払いを請求しようとするときは、足立区公益活動げんき応援事業助成金分割交付請求書（第 1 3 号様式）を区長に提出しなければならない。

（助成金の交付決定の取消し）

第 1 7 条 区長は、助成決定団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した、又はこれから交付する助成金の一部又は全部につき助成金交付決定を取り消すことができる。

- （1） 第 3 条及び第 4 条に定める要件を欠いたとき。
- （2） 助成金を対象となった経費以外の用途に使用したとき。
- （3） この要綱に基づき区が求めた書類の提出がないとき。
- （4） この要綱に基づき区が提出を求めた書類の内容について事実と反すること又は虚偽が判明したとき。
- （5） この要綱に基づく区への報告を怠ったとき。
- （6） 第 2 0 条に基づく区の承認を受けずに助成対象事業の内容の変更又は事業の中止若しくは廃止をしたとき。
- （7） 第 1 2 条及び第 1 3 条に規定する報告を正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- （8） 助成金交付の対象となった事業において、次の行為を行ったとき。
 - ア 特定の団体への加入を勧誘し、又は寄附を募ることにより、参加者に迷惑を及ぼすと認められる行為
 - イ 専ら特定の宗教団体の利益のために行われると認められる行為
 - ウ 承認された事業の目的・態様と異なる行為（当該事業と関係のない宣伝行為など）

- 2 区長は、前項の規定により交付決定を取消した場合は、足立区公益活動げんき応援事業助成金交付決定取消通知書（第 1 4 号様式）により助成決定団体に通知するものとする。

（助成金の返還）

第 1 8 条 区長は、前条の規定に基づき交付決定を取り消す場合に、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、交付された助成金の一部又は全部を返還させることができる。

（調査等）

第 1 9 条 区長は、助成金の交付の目的を達成するために必要と認めるときは、助成対象者

に報告をさせ、帳簿書類等の調査をし、又は関係者に質問することができる。

2 区長は、前項の規定による調査等により、当該助成活動が助成金の交付の決定又はこれに付した条件に適合していないと認めるときは、助成対象者に対し、これに適合させるための措置をとるべきことを指示することができる。

3 助成対象者は、前項の指示を受けたときは、これを誠実に遵守しなければならない。

(承認事項)

第20条 助成決定団体は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる事項のうち軽易なものについては、この限りでない。

(1) 事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

(2) 事業の内容を変更しようとするとき。

(3) 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 助成決定団体は、前項第1号又は第2号の事由により承認を受けようとするときは、足立区公益活動げんき応援事業変更申請書(第15号様式)を区長に提出しなければならない。

3 区長は、前項に規定する事業の変更を承認するときは、足立区公益活動げんき応援事業変更承認通知書(第16号様式)により、変更を承認しないときは、足立区公益活動げんき応援事業変更不承認通知書(第17号様式)により助成決定団体に通知するものとする。

4 助成決定団体は、第1項第3号の事由により承認を受けようとするときは、足立区公益活動げんき応援事業(中止・廃止)申請書(第18号様式)を区長に提出しなければならない。

5 区長は、前項の規定により事業の中止又は廃止を承認するときは、足立区公益活動げんき応援事業(中止・廃止)承認通知書(第19号様式)により助成決定団体に通知するものとする。

(事故報告)

第21条 助成決定団体は、助成対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由その他必要な事項を、書面により区長に報告し、指示を受けなければならない。

(帳簿及び関係書類の整理保管)

第22条 助成決定団体は、事業に係る収入及び支出を記載した帳簿その他の関係書類を、当該事業完了の日の属する会計年度終了後5年間保管しなければならない。

(財産の管理)

第23条 助成決定団体は、助成対象事業により取得した財産については、助成金の対象となった事業期間終了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(情報公開等)

第24条 助成決定団体は、助成対象事業について、当該助成決定団体のホームページ又は広報物等によって、広く区民に公開しなければならない。

2 助成決定団体は、足立区協働・協創パートナー基金の広報活動に必要な資料の提供及び区ホームページへの情報提供において必要な協力をしなければならない。

(個人情報の保護)

第25条 助成決定団体は、事業の実施により知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事業以外の目的に使用してはならない。この事業が終了し、又は助成事業が取り消され、若しくは中止された後においても同様とする。

(委任)

第26条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、募集要項の制定その他の方法で定める。

付 則 (30足地区発第1250号 平成31年2月28日 区長決定)

(施行期日)

1 この要綱は、決定の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)前に30足地区発第1249号平成31年2月28日区長決定により廃止した足立区公益活動げんき応援事業助成金交付要綱の規定により部長が行った決定その他の行為又は同要綱の規定により区長に対してなされた申請その他の行為で施行日以降に処理されることとなるものは、それぞれこの要綱の相当規定により区長が行った決定その他の行為又はその他の区長になされた申請その他行為とみなす。

付 則 (31足地区発第1124号 令和2年3月1日 区長決定)

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則 (31足地区発第1286号 令和2年3月27日 区長決定)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則 (3足政協発第1315号 令和4年3月11日 区長決定)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則 (4足政協発第1261号 令和5年2月24日 区長決定)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則 (5足政協発第448号 令和5年6月30日 区長決定)

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

付 則 (6足政協発第1554号 令和7年4月1日 区長決定)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）

経 費 区 分	内 容
諸 謝 金	講座・講演会の講師や専門家などに対する謝礼（交通費・宿泊費含む）
人 件 費	事業実施に必要な臨時的なアルバイトなどに対する経費（交通費含む）
研 修 費	事業実施に必要な研修受講費、資格取得費
消 耗 品 費	事業実施に必要な原材料や物品の購入費（1 点 5 万円未満のものに限る）
使用料・賃借料	事業実施に必要な会場使用料や資機材のレンタル料、事業実施当日のレンタカー借り上げ料及び駐車場使用料 ただし、協働・協創推進コース助成については、貸主に対して支払う建物賃借料（礼金及び更新料を含み、敷金、保証金、共益費及び管理費は除く）も対象とする。
委 託 料	事業実施に必要な事業者等への委託料（会場設営委託・デザイン作成委託等） ただし、対象経費の 3 分の 1 を限度とする。
交 通 費	研修受講及び事業参加に係る団体構成員の交通費（研修受講当日、事業実施当日及び公共交通機関に限る）
役 務 費	事業実施に必要な郵送料、通信費、振込手数料及び物品運搬に係るガソリン代 ただし、ガソリン代については、区長が別途定める基準とし、運搬日、目的、出発地、経由地、目的地、及び走行距離を記した明細書を作成すること。
印刷製本費	チラシ、パンフレット、ポスターや報告書などの印刷費
保 険 料	事業実施に必要なイベント保険掛金やボランティア保険掛金
備品購入費	事業実施に必要不可欠な 1 点 5 万円以上の物品の購入費であって、区長が必要と認める経費 ただし、対象経費の 3 分の 1 を限度とし、げんき応援コース助成は対象外とする。
その他の経費	上記のほか、事業を実施するために必要と認められる経費

別表第 2（第 5 条関係）

申請区分	助 成 率
1 か年度	1 0 分の 1 0
2 か年度	3 分の 2
3 か年度	2 分の 1

備考 第 4 条第 2 号イただし書に該当する場合にあっては、区長は、同号イただし書の規

定により除外することができる年数を除外して上記の申請区分を適用することができる。